

## 声 明

1. 公務員連絡会は、22日に人事院総裁と、そして本日国家公務員制度担当大臣とそれぞれ交渉を持ち、2023年春季要求に対する回答を引き出した。
2. 連合の2023年春季生活闘争は、「賃上げ分を3%程度、定昇相当分を含む賃上げを5%程度」を目安とする方針のもと、各構成組織・各組合は、昨年を上回る要求をもって労使交渉に臨んだ。3月17日時点の連合の集計（805組合）では、定昇相当分込みの賃上げ（加重平均）で11,844円、3.80%（昨年同時期比5,263円増、1.66ポイント増）となり、比較可能な2013闘争以降で額・率とも最も高い結果となった。
3. このような中、公務員連絡会は連合に結集し、「全職員に対する賃金の積極的引上げ」を始め、公務・公共部門で働くすべての労働者の待遇改善をめざし、2023年春季生活闘争を闘ってきた。2月20、22日の要求書提出以降、3月7、8日の幹事クラス、14、15日の書記長クラス交渉を精力的に積み上げてきたところである。交渉過程において、公務員連絡会は、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の検討状況、非常勤職員の処遇改善、定年の段階的引き上げに伴う各種施策への対応、超過勤務の縮減と要員の確保等の課題を中心に、現段階の考え方を質してきた。
4. 委員長クラス交渉委員による最終交渉で、国家公務員制度担当大臣からは、①長時間労働の是正に関して、今後とも、優秀な人材の確保のために長時間労働を是正し、国家公務員の働き方改革を実現するため様々な取組を進める、②給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定し、その際には、皆様とも十分に意見交換を行う、③非常勤職員の処遇改善について、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とするよう各府省申合せの改正を行った。引き続き、適正な処遇が確保されるよう関係機関とも連携して必要な取組を進める、④今後とも職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努める、との回答があった。

また、人事院総裁からは、①賃金の改善について、俸給や一時金は、国家公務員の給与と民間企業の給与の実態を精緻に調査した上で、その精確な比較を行い、適切に対処する。諸手当は、民間の状況、官民較差の状況等を踏まえ、必要となる検討を行う。再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行う、②「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、公務における人員構成の変化や各府省の人事管理、民間における給与の状況等を踏まえつつ、制度の様々な側面から一体的に取組を進める、③テレワークに関する給与面での対応については、光熱費・水道費等の職員の負担軽減の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を行う、④長時間労働の是正については、制度の適切な運用が図られるよう、勤務時間調査・指導室の調査や各府省人事担当課長等へのヒアリングの機会を通じて、他律的な業務の比重が高い部署の指定の考え方など、必要な指導等を行う、⑤勤務時間制度の在り方については、職員団体の皆さんからの御意見も踏まえ、

研究会で最終報告について議論して頂き、本年度内に報告書を取りまとめる、⑥非常勤職員の給与に関する指針を改正し、非常勤職員の給与の改定について、常勤職員の取扱いに準じて改定するよう努めることを定めた。各府省に必要な指導を行うなど、常勤職員の給与とのバランスをより確保しうるよう取り組む、⑦定年の段階的引上げに係る各種制度が各府省において円滑に運用されるよう、制度の周知や理解促進を図るとともに、運用状況の把握に努め、適切に対応する、⑧障害者雇用については、今後とも、厚生労働省と連携し、必要に応じて適切に対応する、⑨女性の活躍推進について、今後とも、各府省の具体的な取組が進むよう支援する、⑩ハラスメント防止対策が適切に実施されるよう、各府省の相談体制や研修内容について検討を行い、必要な支援・指導を行う。苦情相談を含めた公平審査制度において、パワー・ハラスメント事案に取り組み、人事院の役割を果たす、⑪新型コロナウイルス感染症への対応について、感染症法上の位置づけの変更を踏まえて必要な検討を行う、との回答があった。

5. これらの回答は、春季における課題認識を共有するとともに公務員連絡会の意見を聞きながら検討を進めていく姿勢を確認したものの、要求に対して明確には応えておらず、決して十分とは言えない内容である。しかし、人事院勧告を基本とする賃金・労働条件決定制度のもとで、交渉過程において、各課題の現段階における関係当局の考え方や進捗状況を明らかにさせることができたことを踏まえ、春の段階における交渉の到達点と受け止め、今後、人事院勧告期に向け闘争態勢を堅持・強化していく。

6. 物価高騰により、組合員の生活が圧迫され不満感が大きくなっている中、2023年度賃金については、好調な民間春闘の妥結状況を踏まえつつ、全職員の生活改善に向けた給与勧告の実現をめざす。とりわけ、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に対しては、人事院の検討動向を注視しつつ、適時・的確に交渉・協議を配置する。

臨時・非常勤職員については、この間の要求により、各種休暇制度や両立支援、給与改定のあり方等の改善が図られてきているが、さらなる処遇改善を求め取組を強化する。

目前に迫った定年の段階的引き上げについては、再任用を含む高齢層職員の処遇改善のみならず、中堅・若手層のモチベーションの維持・向上や公務における安定的な人材確保の課題であると捉え、人事院・内閣人事局に対して、級別定数や定員のあり方など柔軟な対応を求めていく。

長時間労働の是正については、改めて、政府、人事院の果たすべき役割を追求するとともに、労使間での協議を強化し、実質的な改善を図る。

7. 公務員連絡会は、国民の安心・安全の確保に向け、公務・公共サービス従事者として十分な役割と責任を果たしていく。また今後の、中小及び地域民間構成組織、独立行政法人等関係組合の交渉強化に連帯し、すべての労働者の賃金引上げを実現するため、連合、公務労協に結集し、全力をあげる。

2023年3月23日  
公務員労働組合連絡会